



広報 こそがわ 2



特集

火災予防について

2～3ページ

林野火災に**注意**しましょう

近年、林野火災による被害が多発しています。こうした事態を踏まえ、令和8年1月1日から林野火災予防を目的に、林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始されました。



◎林野火災注意報・林野火災警報の発令指標

1月から5月の期間中、次のいずれかの条件に該当した場合

	林野火災注意報	林野火災警報
発令指標	前3日間の合計降水量が1ミリ以下 + 前30日間の合計降水量が30ミリ以下または、 乾燥注意報の発表 ※当日に降水が見込まれる場合又は積雪がある場合には適用しません。	林野火災注意報の発令指標 + 強風注意報の発表
内容	発令地域での屋外の火の使用中止の努力義務(罰則なし)	発令地域での屋外の火の使用の制限(罰則あり)

◎林野火災注意報・林野火災警報発令時における屋外での火の使用制限例

- ①山林、原野等において火入れをしないこと
- ②煙火(花火)を消費しないこと
- ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- ④屋外においては、危険物その他の可燃物付近で喫煙をしないこと
- ⑤山林、原野等の場所で喫煙をしないこと
- ⑥残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること



◎林野火災の特徴

林野火災は、ひとたび発生すると急速に延焼する性質があります。特に山間部では、消防隊の立入りが難しく、消火活動が困難な場合があり、人命が失われるほか、住宅等への被害が発生することもあります。さらに、火災によって森林の有する多面的機能(山地災害の防止や水源のかん養など)が失われ、土砂災害などの二次被害につながる可能性もあります。このような森林を復旧するためには、長い時間を要することになります。

◎林野火災の予防

林野火災の出火原因の多くは人的要因であることから、大部分は皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。

降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹く例年、特に2月から5月頃に多くなる林野火災は、この時期に火入れが行われることや、山菜採りやハイキング等で入山者が増加することによる火の不始末等も一因として考えられます。また、草や枝などの焼却が火災の原因となることもあります。



【林野火災防止のための注意点】

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ①乾燥・強風の日は屋外で火を使わない | ②たき火や火入れは複数人で行う |
| ③火から目を離さない | ④消火用の水を準備する |
| ⑤使用後は完全に消火する | ⑥たばこの投げ捨て、火遊びは絶対にしない |



住宅防火から10のポイント

いのちを守る

～4つの習慣・6つの対策～

死者が発生した住宅火災の主な原因は、たばこ、ストーブ、コンロです。これらによる火災を起こさないために「4つの習慣・6つの対策」を心がけましょう。

4つの習慣

寝たばこは絶対にしない、させない

1  **X**
No!

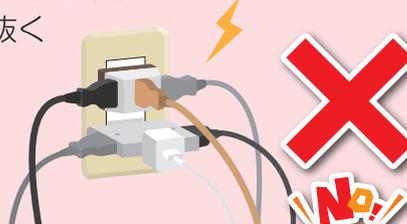
ストーブの周りに燃えやすいものを置かない

2  **X**
No!

コンロを使うときは火のそばを離れない

3  **X**
No!

コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

4  **X**
No!

6つの対策

火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する

1 

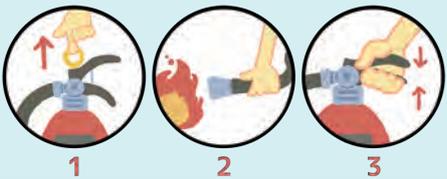
火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する

2 

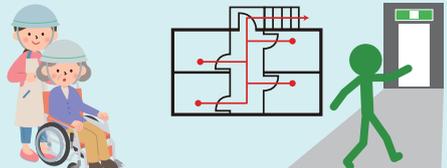
火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する

3 

火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく

4 

お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく

5 

防火防災訓練への参加などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

6 

お知らせと情報



主な問合せ先

総務課
☎ 72-0180

住民生活課
☎ 67-7900

地域振興課
☎ 67-7901

建設課
☎ 67-7902

出納室
☎ 67-7903

議会事務局
☎ 67-7904

教育委員会（教育課）
☎ 72-3344

健康福祉課
☎ 67-7112

地域包括支援センター
☎ 67-7611

☎ ……問合せ先

障害者手帳をお持ちの65歳以上75歳未満の方へ

65歳以上75歳未満の方で後期高齢者医療広域連合が一定の障害があると認められた方は、申請により後期高齢者医療保険に加入することができます。

○一定の障害とは

- ・ 身体障害者手帳1級～3級および4級の一部に該当する方
- ・ 療育手帳A判定の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級に該当する方
- ・ 国民年金法等における障害年金1級又は2級に該当する方

○後期高齢者医療保険に加入すると

現在加入している健康保険（国

民健康保険など）に比べ、医療費の一部負担金の割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。しかし、世帯の状況や現在加入している健康保険によっては、必ずしも負担額が下がるわけではありませので、詳細についてはお問い合わせください。

○障害認定申請に必要なもの

- ・ 障害者手帳、療育手帳（障害年金1級又は2級を受給している方は年金証書）など
- ※状況によっては本人と世帯主の所得や収入、現在加入している健康保険の保険料額を確認することがあります。

問 住民生活課

ベビーベッドの無料貸出について

古座川産材のヒノキで作られたベビーベッドの貸し出しを行っています。ニスなどの塗料は一切使用していません。皆さまのご利用をお待ちしております。

○対象者

1歳未満の乳児を養育する者

○貸出期間

半年区切りで1年まで

○費用

無料

問 住民生活課

町税等の納期限

税目	期別	納期限
国民健康保険税	第8期	令和8年3月2日
介護保険料	第11期	
後期高齢者医療保険料	第8期	令和8年3月31日
国民健康保険税	第9期	
介護保険料	第12期	令和8年3月31日
後期高齢者医療保険料	第9期	

納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が加算されます。

問 住民生活課



福祉車両の貸し出しについて

古座川町では、移動等に介助を必要とする方が外出する場合、その家族等に車椅子用の福祉車両を貸し出しています。

○対象者

町内に住所があり、居住している次の方を介護する家族等
・要介護認定を受けている方で、移動等に介助が必要な方
・下肢又は体幹機能障害で身体

障害者手帳をお持ちの方で、移動等に介助が必要な方など

○利用料

無料

※ただし、ガソリン代、有料道路料金等は実費負担となります。

○その他

利用前に健康福祉課まで申請が必要です。日によって予約できないこともありますので、早めに申請していただくようお願いいたします。

問

健康福祉課

古座川町物価高騰生活支援給付金（町単独分）の申請はお済みですか？

当給付金の申請期限は令和8年3月13日となっております。申請がお済みでない方は期限までの申請をお願いします。支給条件に該当するはずなのに申請書類が届いていない、申請書を紛失した等の方はお問い合わせください。

○支給対象

令和7年12月1日現在で古座川町に住民登録されている方

○支給額

1名あたり 5,000円

問

総務課

「こころの健康相談」のご案内

3月は自殺対策強化月間です

「眠れない」「眠りが浅い」「なぜかわからない不安が続く」「やる気がでない」「家族がひきこもっている」等、気になるときはご相談ください。精神科医師が無料で相談に応じます。ご家族からの相談もお受けしております。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

○日時

毎月第3金曜日午後3時から
（医師の都合で変更する場合があります）
3月は13日（金）の予定です。

○場所

新宮保健所申本支所（申本町西向193）

※相談は予約制です。相談日の4日前までにお申し込みください。

問

新宮保健所申本支所保健環境課（☎073517210525）



空き家バンクを活用しませんか？



「空き家バンク」で 空き家を活かして まちを元気に！

「空き家バンク」は、空き家を売りたい/貸したい人と
住みたい人をつなぐ制度です。

空き家を放置するデメリット

- ✓ 定期的な点検・修繕が必要
空気の循環がないと驚くほど劣化が早い
- ✓ 税金や管理コストがかかり続ける
固定資産税や家の周りの雑草の草刈り依頼etc.
- ✓ 周囲の地域治安悪化の要因に
屋根瓦の落下の危険性や野良猫などの住処に
- ✓ 資産価値が著しく低下
健全な建物には多数の需要あり

放置すると、管理費用も倒壊などの
災害リスクも増えてしまいます…



空き家を活用するメリット

- ✓ 地域の人口維持や空き家減少に貢献
Uターン希望者や移住希望者は住まいを探しています
- ✓ 毎日の見守りで防災・防犯対策に
家に明かりが灯っているだけで注意の雰囲気もアップ
- ✓ 売却や解体を回避し低コスト
思い出のお家もきれいに保たれる
- ✓ 活用次第で付加価値も
オフィスやカフェなどに活用

活用すれば、地域の力にもなり
家も生き返ります！！



古座川町空き家バンクは登録・利用無料！手続きも簡単！

使っていない家と土地の税金と管理が
大変・・・何かいい方法ないかな？



物件登録

古座川町役場



利用登録

情報提供

古座川町に住みたい！
こんな環境で暮らしたい！



マッチング

賃貸契約・売買契約

※契約自体はご本人同士にて行っていただきます

古座川町の空き家バンク物件には改修補助金などもあるので、活用しやすい！

ご相談は
古座川町役場
地域振興課



0735-67-7901



tiikisinkou-o@town.kozagawa.lg.jp

カメラアプリで読み込んで
オンラインで登録



問 地域振興課

「森林の土地の所有者届出書」における「国籍」等の記載事項の追加について

森林の所有権を取得する者は、森林法第10条の7の2第1項に規定する届出書に、国籍等の記載が必要となります。(令和8年4月1日から)

〈改正内容〉赤字書き：追加・新設事項

①新所有者の氏名※、住所、電話番号（※法人の場合は名称及び代表者氏名）

(追加) 新所有者の国籍※（※法人の場合は設立準拠国）

法人の場合は、更に以下を追加

・代表者の国籍

・役員及び議決権保有者について、同一国籍者が過半数を占める場合、その国名

(追加) 新所有者のメールアドレス

(追加) 住所が国外の場合は国内の連絡先

②所有者となった年月日

③所有権移転の原因（相続、売買）

④土地の所在（市町村・字・地番）、面積

⑤「森林の土地の用途」欄を新設



問 地域振興課

串本町消防本部からのお知らせ

《和歌山南広域消防指令センター 令和8年2月12日仮運用開始！！》

・新しく始まる事業

●映像通報システム（別途通信料が必要です）

スマートフォンからの119番通報で、映像を指令センターに送信することができます。

●災害情報案内（自動応答電話番号 050-5830-5530）

串本町内、古座川町内で消防車が出勤している災害などの概要をリアルタイムにお知らせします。

・引き続き行う事業

●NET119（事前登録が必要です）

聴覚や発話に障害のある方からスマートフォンアプリを使用した通報に対応します（現在登録されている方は引き続き利用可能）。



ご不明な点がございましたら、串本町消防本部にお問い合わせください。
(串本町消防本部 警防課指令係 0735-62-0119)



和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会

福

町の取り組み・出来事

2月8日(日)、第25回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が和歌山市で開催されました。この大会は、スポーツ振興や青少年健全育成を目的に、和歌山県・和歌山県教育委員会等が主催しています。

古座川町では、町内の小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒36人が参加し、11月から練習を始めました。近隣で開催されたマラソン大会や駅伝大会にも参加しながら大会本番へ挑みました。

古座川町チームの大会合計タイムは、1時間25分15秒で、チーム順位は25位でした。強風と厳しい寒さに立ち向かい、最後まで諦めることなくチーム一丸となってタスキを繋いだことは、子どもたちにとって貴重な経験となったことと思います。応援していただいた地域の皆様に感謝申し上げます。

【教育委員会】



キャプテンにタスキを繋ぐ



強風に負けない軽快な足取り



後見と相続について講演会を開催しました

9月10日(水)に集いの場陽だまり、11月11日(火)に七川総合センターふるさとにおいて、広報こざがわでお世話になっている新宮公証役場の三橋先生をお招きし、後見と相続についての講演会を開催しました。

講演会では相続の大変さや、遺言書の種類、成年後見制度についても解説があり、「子どもがいるから大丈夫」と思っている、子どもには親の代理権がないことなど驚くべき話題もありました。将来起こり得るトラブルを回避するにはどうしたら良いかを考える貴重なお話をいただきました。人生のどこかで必要になる話題のため、今後も先生と相談しながら企画していきます。

【健康福祉課】



陽だまりでの様子



ふるさとでの様子



古座川町消防団出初式

福

町の取り組み・出来事

1月11日（日）、役場前駐車場で榎原団長以下54名の団員が参加し出初式が執り行われました。久保高池分団長の指揮のもと、各種表彰、新入団員の紹介、退団者の報告等を行いました。榎原団長は訓示で、多発する自然災害への備えを怠らないことや、個々の技術の向上に努めるよう述べられ、団員は真剣な面持ちで聞き入っていました。

式典後は分列行進と河川敷での一斉放水を行い、街頭には多くの見学者が訪れました。

【総務課】

※式典での表彰については下記のとおりです。

1. 東牟婁地域消防協会会長表彰

高池分団	久保	直也
高池分団	瀧本	功

2. 古座川町消防団長表彰

高池分団	紀田	信久
高池分団	上野	雄太
高池分団	増山	清人



一斉放水の様子

公証役場通信

第13回 生活に必要なお金。 外出できなくなったら？ 判断力が不十分になったら？

新宮公証役場通信 公証人 三橋 豊

電話 0735-21-2344

新宮市緑ヶ丘2-1-31カマツカビル3F



老後の生活でも、お金は重要です。月々の年金や銀行の蓄えなど収入を把握して、日常の生活費用の収支を計画している方は多いと思います。日常的な収支の他、老人ホームへの入所費用、その他自宅の修繕など、予定外の出費も気に留めておく必要があります。未来に向けた生活設計として、月単位、年単位のお金の計画を、ノートに書くなど試算することで、見通しが立ってくるのではないのでしょうか。

○お金にまつわる老後の不安と対策

年齢を重ねると、健康上の不安があります。今は元気だからお金の管理は自分でできるけれど、判断力が不十分だと、預金の引き出しが難しくなることも起こり得ます。

金融機関では、本人の判断力が不十分な場合、又は本人が窓口に出向くことができない場合な

ど、預金の取引が制限されることがあります。このような場合に備えて、取引や契約などが制限される方をサポートする制度が「後見」です。

後見には、判断力が不十分になった後に、裁判所に申し立てる「法定後見」と、判断力が不十分になる前に、信頼できる人と契約する「任意後見」があります。

自分はまだ元気だし、わざわざ後見の契約なんて必要ないと考えがちですが、公証役場で任意後見契約をする方は増えています。その理由は、任意後見は、親族など身近な信頼できる人を後見人にできるし、無報酬で契約できること、自分のことをよく知っている後見人に、自らの財産管理を任せやすいという気安さなどがあります。後見人の負担を減らすため、家族が複数人で後見する契約も可能です。



食生活改善推進協議会では昨年度から年に一度、町赤十字奉仕団と合同で災害時の食事支援についての学びの場を設けています。「災害時に率先して炊き出しをするべきは自分たち」という使命感のもと、今回は被災3日目に地域から野菜や米などの食材を集めて炊き出しをする想定で取り組みました。電気、ガス、水道が使えない前提とし、カセットコンロやペットボトルの水を使用して調理をすすめました。今回は限りある水の有効活用を考えることもポイントとしており、試食の際には各グループでの工夫したポイントなどを発表し合いました。

屋外では薪と大きな羽釜を使って白米を炊飯しました。屋内では豚汁、キャベツのツナ和え、切り干し大根の煮物などを調理しました。洗い物を減らすため、紙コップ・紙皿以外に、チャック付き保存袋やラップが役立つことを改めて実感しました。



羽釜での白米炊飯



屋内での調理の様子



保存袋を使った調理
(キャベツのツナ和え)

健 廣西先生の 康寄席



第五十四回 「始皇帝と水銀中毒」

中国史上、初めて天下を統一したのが秦の始皇帝です。複雑な生い立ちの中で、冷酷とも言える統治を行い、誰も成し得なかった巨大な富と権力を手に入れました。そんな彼にも、どうしても抗うことのできないものがありました。それが「老い」でした。そして彼は「死」を何よりも恐れていたのです。その結果、始皇帝が強く求めたのは不老不死でした。そして、不老不死になるために、水銀を含むとされる「仙薬」を服用していたとされています。水銀は金属でありながら常温で液体として存在するため、当時は特別で神秘的な物質と考えられ、生命力を高めると信じられていました。放射線が発見された当初、若返りや強壯をうたって放射性物質が用いられていたことを思い起こさせます。しかし、水銀は明らかな神経毒です。慢性的に摂取すれば、手の震えや精神症状、判断力の低下などを引き起こします。始皇帝が晩年、苛烈(かれつ)さを増し、猜疑(さいぎ)心(しん)が強くなったという記録は、水銀中毒による症状だったのかもしれませんが。結局、始皇帝は不老不死を得ることなく没しました。皮肉なこと

に、永遠の命を求めて服用した水銀が、かえって死を早めた可能性すら考えられます。

新宮駅の近くには、中国風の楼門を備えた公園があり、そこは徐福という人物の墓と伝えられています。徐福は始皇帝の命を受け、大量の宝物を船に積み、東方の海の彼方にあるとされた「蓬莱」を目指して船出しました。伝説によれば、徐福は秦へ戻ることなく、日本に渡来したとされています。

徐福がたどり着いたとされる場所には諸説ありますが、紀南地方もその一つとされます。そういえば、新宮市には「蓬莱」という地名も残っています。徐福は方士と呼ばれる存在で、医師、科学者、占い師の役割を兼ね備えた職種でした。見方によっては、大詐欺師だったとも言えるかもしれません。しかし、科学が未分化だった時代の知識人であったことも確かでしょう。猜疑心の強かった始皇帝が、徐福の言葉を信じた背景には、不老不死への並々ならぬ執着があったのだと思われます。

【健康福祉課】